

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事に係る事業者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注するごみ処理施設建設工事に係る優先交渉権者の選定を、公募型プロポーザルにより実施することに関し、専門的な見地から技術評価等を行うため、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事公募型プロポーザル実施要綱第3条の規定に基づき、事業者選定委員会を設置する。

(組織)

第2条 事業者選定委員会は、廃棄物処理施設に関する専門知識を有する者3人以上を含む6人以内の委員で組織する。

2 事業者選定委員は、管理者が委嘱する。

3 事業者選定委員の任期は、ごみ処理施設建設工事の契約締結日までとする。

4 事業者選定委員の実名等について、特段の事情がある場合は、その一部について公表しない取扱とする。

5 事業者選定委員は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第3条 事業者選定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、事業者選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(事業者選定委員会)

第4条 事業者選定委員会は、委員長が招集するものとする。ただし、最初の同委員会は、管理者が招集する。

2 事業者選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 事業者選定委員会は、次の事項について審査、評価し意見を述べるものとする。

- (1) 公募要領に関する事項
- (2) 発注仕様書に関する事項
- (3) 優先交渉権者選定基準に関する事項
- (4) 提案書に関する事項
- (5) 見積書開封に関する事項
- (6) 優先交渉権者選定に関する事項

(7) その他必要な事項

- 4 技術評価委員会は、前項各号の審議に関し、第三者の専門家又は委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 事業者選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
- 6 事業者選定委員会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 事業者選定委員会の庶務は、本組合環境衛生課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業者選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が同委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年11月20日から施行する。

(要領の効力)

- 2 この要領は、ごみ処理施設建設工事の契約締結日まで、その効力を有する。